

第六回国会
衆議院

電気通信委員会地方行政委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年十一月二十五日(金曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

電気通信委員会

委員長 辻 寛一君

委員 飯塚 定輔君 三郎君

理事 中村 純一君 理事 橋本登美三郎君

理事 松本 善壽君 理事 受田 新吉君

理事 椎熊 三郎君 理事 江崎 一治君

中馬 辰猪君 降旗 徳弥君

土井 直作君 田島 ひで君

地方行政委員会

理事 大泉 寛三君 理事 川本 末治君

理事 菅家 喜六君 理事 野村專太郎君

理事 藤田 義光君 理事 田中 豊君

河原伊三郎君 清水 逸平君

吉田吉太郎君 門司 亮君

床次 徳二君 谷口善太郎君

鈴木 幹雄君

出席國務大臣

電気通信大臣 小澤重喜君

出席府委員

電気通信 尾形六郎兵衛君

政務次官 山下知二郎君

(施設局長) 電 林 一郎君

(通信局長) 電 肥 川 龜三君

(業務局長) 電 花 岡 薫君

(調査部長) 電 委員外の出席者

電気通信事務次官 鈴木 恭一君

電気通信委員 吉田 弘苗君

電気通信委員 吉田 弘苗君

本日の会議に付した事件

警察用電話等の処理に関する法律案
(内閣提出第四〇号)(予)

○辻委員長 これより電気通信委員会、地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

連合審査会の委員長の職務を不肖私が行います。

これより警察用電話等の処理に関する法律案を議題とし、審査を進めます。ただちに質疑に入ります。

○谷口委員 この第五国会が都道府県に取上げたのでありますが、今度はこの地方自治体の持つておる警察用電話その他を有償で国が買い上げる、こういう法律のようであります。この春、地方団体の持つておるものを無償で取上げた。これはいづれも荒廃しておるのは事実だと思ひます。これを電気通信省がすでに一部分を無償で取上げて、荒廃に対する責任を持つて、これの管理なりあるいは保守なりをやつていられしや。その経験の結果、困難がいくらあつたのじやないか。非常に大きな負担が電気通信省にかつて、あるにそれを管理する労働者の方に、相当すごい労働強化があると

いうようなことも私も聞いておりますが、そういう点の事情をあらかじめ最初に承つた方が都合がよいと思ひます。

○小澤國務大臣 谷口君にお答えいたします。一昨年でしたかに仮協定を行

いまして、この提案趣旨にも書いてありますが、現在はこの法律が実施されたと同じように、すでに電気通信省ではこの警察電話に對しまして、保守もすれば建設もやつておるのであります。それではこの運用の方面はどうかと申しますと、運用の面は従前通り國家警察でやりますが、こちらでやるのは建設と保守の面だけであります。そこで第一の問題は経済的に相当電気通信省は損をするのではないかと申してお話であります。これは大體料金と保守、建設の費用は、一つの独立採算制というふうな見方において、その範囲でこちらではやろうという考えであります。それから、終局的には大きな負担を電気通信省が負うというのではないと思ひます。しかしながらたとえばある箇所、あるいはある線を保守改良いたします際に、これだけのものをやれば仕事をやるのにも便利であるとか、あるいは資金面から見ても重宝であるというふうな面があります場合には、一般電話用の資材を使つたり、あるいは使用を一時融通したりすることはありますけれども、それは最後のには清算されるような形で行いますから、特に費用が電気通信省で重くなることはないつもりであります。

それからこの保守あるいは建設をやる關係上、労働強化になるのではないかと御質問でございますが、この問題については、この電話の保守に必要な定員を別につくりまして、そしてこれだけは増加されておりますか

ら、從來の仕事に對して定員がきまつており、また新たにこの保守建設に必要な人員を組んでおられますので、御心配のような職員諸君に労働の強化があるという事は考えられない次第であります。

○谷口委員 今の御答弁で、二つの点が問題になります。最初の運営管理という点については、警察の人員でやつていらつしやるのですが、それは間違いないですね。

○小澤國務大臣 ありません。

○谷口委員 今度の場合もそういうことになるのですか。警察の人員でやり

○小澤國務大臣 そうです。

○谷口委員 私どもの調査したところによりまして、非常に警察電話が荒廃しております。ここに一、二資料が

あります。内原、鯉淵間四キロの間に、電柱が一本もない。そういう状況に荒廃しておる。堤防に電線が入つておりまして、水の中にぐくつておる。この前の移管によりまして管内約一千キロの移管、これに對して定員の増員がたつた十人、そのために非常な労働強化に陥つておるという報告がある。水戸ばかりではない。千葉の方も十年以上荒廢のままの状態でありまして、木更津、銚子間は特にひどくて、四キロほど電柱がなく、普通の樹木に電線をひつかけおるという状況になつておるのであります。人命があぶないということを地元の人々は言つておりま

すが、そういう状況であります。高崎におきましては、移管に伴ひまして十二、三名の増員があつただけでありまして、ほとんどこれでは保守するわけにはいかない。八割ばかりのものが全然間に合わないような状態になつておるということを報告になつております。そういう状況になつておる前多分この電気通信委員会ですか、この方々の警察電話と一般電話についての調査がされ、その報告書の中に実情が報告されております。これは皆さん御承知の通りでありまして、私が申し上げるまでもないと思ひますが、第三班の加藤隆太郎氏の報告によりまして、こういうことが書いてあります。

これは中国、四國、九州方面の視察の結果を報告しておるのであります。「まず第一に、警察電話の移管問題であります。視察各地の当局及び組合から、警察電話の荒廢ぶりと、保守要員の不足について訴えられたのであります。熊本へ参りまして、デラ台風の被害の事情を承りますと、金額において応急工事費の九〇％が警察電話にとられるという事で、ここにはしなくも警察電話の実態を、具体的計数に基いて承知いたしましたのであります。かような脆弱な施設の警察電話も、その重要性にかんがみまして、きわめて高度の保守が要求されます。これが独立採算制を建前とする電気通信事業にとつては、過重な負担ではないか、また定員法によつて縮小される保守要員が、さらに一層手不足になり、從來の

第一類 第十四号附屬の一

電気通信委員会地方行政委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年十一月二十五日

一

所管施設の保守にまで悪い影響を及ぼすのではないかと十分検討せねばならぬ。この報告が出ておるのではありません。これは現在の警察用電話の荒廃が非常にひどくなつておる状態の一、二の例であります。これによつて全国的に推しはかることができないのではないかと懸念します。これを今電氣通信省が持つて来て、現在のいわゆる警察力増強という見地から、通信機関の急速なる復興ということをなさいますと、私どもの考えとしては、先ほど申し上げましたように従業員に大きな労働強化を興えるとともに、一方に資材、資金をこの方面に非常に急速に、量的に使用するという関係上、一般市民のいわゆる公衆電話施設というものの復興に、大きな支障を来すのではないかと懸念します。この懸念が、そういう点につきましての今のお見通しはどういうふうになつておりますか。これをお聞きしたい。

○小澤國務大臣 谷口君のお示しのよう、警察電話が従来の電氣通信省の設備から比較しまして、非常に窮迫している点は率直に認めます。しかしながら考へてみまするのに、警察行政というものが国家治安維持の上から重要性に立つておることは、谷口君も御承知の通りでありまして、なるほど独立採算制とか、あるいは経理の問題をつまびらかに考へますと、これを引取らぬでうつつやつておいた方がいように考へます。同じく公共企業体の仕事を「持つわれ」といたしましては、そういうふうな荒廃しておればこそ、優秀な技術とまた優良な資材を使用し、一日も早く警察電話がその機能を發揮するように協力する姿もまた、当然

然われ」としてとらなくちやならぬ問題ではないかと考へております。で、御指摘のようないろ／＼な点は、大体その通りと想像いたしますけれども、この法案の通過とともに、しかも独立採算制を保ちながら、ことにこれを保守建設をしたがために、一般公衆の利便に幾分なりとも支障を来す程度を少なからしめながら、今の目的を達成して行きたいと考へております。

○谷口委員 これも第五国会において、都道府県の警察電話施設を国が取り上げましたときに質問したのでありますが、私どもは警察用電話は、これが自治体の警察用電話に至るまで、通信省に統一されることにつきまして、当時いろ／＼審議しておりました結果、日本の通信機関の将来を誤まらせようとする大きな意図、もしくは必然的にそうならざるを得ないような陥穽があるような気がして質問したのであります。具体的に申し上げますと、電氣通信省で日本の一切の電氣通信機関を集中される。これは私はある意味では悪いことではないと思ひます。ところが例の見返り資金特別会計の中から、約百二十億ばかりの通信機関建設もしくは復興のために、建設公債の資金が出る。そういう状態があつて、言つてみれば外資が入つて来るわけでありす。また同時に、吉田首相が平生言われる言葉の中には、通信機関あるいは交通機関というものを、民間に拂い下げるといふのがありますが、それらがかれこれ考へますと、民間に拂い下げるといふ将来を予想し、そこへ現在に外資が入る。そうすると日本の通信機関、つまり国民の神経としての通信機

関が、遠い将来に資本の隷下に入るおそれがそこに準備されていないか。この点について吉田内閣は敢然と、そういうことはやらない。そういう方向に行かないようにやるといふ何らかの保障を、われ／＼国民に與へることではないかと質問いたしました。が、はつきりした答弁がなかつたのであります。また／＼また自治体警察の電氣通信機関が統一されることになつておりますので、この点をこの機会にもう一応はつきり大臣から御答弁を願つておきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 谷口君の御承知のよう、二十四年度の予算において百二十億、来年度においては二百億と内定いたしました。これはまだ決定はいたしませんから、多少変化はありましようが、そうした金額の見返り資金を基礎にして、建設資金に當てていくことは御承知の通り事実であります。しかしながらこれはどこまでも公債発行の財源でありまして、これは金利もきまつております。また償還年限もきまつております。すなわち金利は五分であり、償還期限は十五年という、普通の公債の場合と少しも違ひないのであります。従つて再評価の結果、千五、六百億に見積られておる電氣通信に対して、新たに百億、百二十億あるいは二百億といたしましても、三百二十億程度のいわゆる見返り資金を根拠にして建設を行つたかと言つて、これがたゞちに外資の導入であり、外国資本によつて日本の電氣電話が壟断されるようなことは、われ／＼といたしましては少しも考へておりません。もしそういう場合においては、要するに他の財源か、あるいは他の方法、具体的措置に

よきまして、これを返還すればよろしいのであります。支配権も何も認めておりませんので、ただ公債の返還の請求権を有するだけでございます。いわゆる見返り資金といふものを、外資と見ることが適當であるかどうかということについては、政府もはつきりこれを今申し上げることはございせんが、大体見返り資金勘定は、ガリオア、イロアの關係で、いわゆる援助物資であります。援助物資を一応日本の特別会計としてやつておるのであります。これは必ずしも外資とだけ言うべきものではないと存じます。しかしその結論を今はつきりする時期にはなつておりませんから、この点は避けましかれども、こうした趣旨でありますから、單純な外国資本、ガリオア、イロアの場合同じ、この点においても非常に違ひと思ひますし、またわれ／＼の信念といたしまして、百二十億あるいは二百億を見返り資金勘定から、この電氣通信特別会計に持つて来たことによつて、たゞちにその資本のためにこの事業が支配されるというようなことは思つてもおりませんし、またさような場合にはおいては敢然、今谷口君の心配している点の如き、今谷口君の心配すること、はつきり申し上げておきたいと思ひます。

○谷口委員 最後の御答弁、私ども非常に満足に思ひます。次に電氣電話復旧の状況についてであります。これは復旧その他をなさる場合に、新しい定員を考へていられるかどうか。その点であります。が、先ほどの御答弁では考へていられるようにも考へていられるようでもあります。たので、はつきりしておりません。これは相當警察としまして早く復旧したいという気持は持つておるだらうし、非常に急いでやらなければならぬとすると、人員が必要になつて来るだらうと思ひます。それから大臣は警察の人員によつてこれを管理するということをおしやつたのですけれども、この点はことしの春御質問しましたときには、人員全体が通信省へ移管される、こういうふうな答弁であつたように思ふのですが、今度の場合は違つて、国の財産としては通信省へ入るが、それを管理するのは警察の人員だ、こういうことになるのですか。

○小澤國務大臣 先ほど申し上げました通り、移管當時にすでにこの建設保守に要する定員は獲得した上で、今回定員法の提出を願つたわけでありす。この点は仕事があつたからと言つて、従前の人間で労働強化をさせてやるといふ心配は絶対にありません。それから春に、運用の問題は電氣通信省で一切やると言つたといふことは、何かあなたの聞き違ひではないかと思ひますが、これは春のときからすでにそういうことは確定いたしておりましたので、その後に変更されたのはなく、運用に関する問題は一切國家警察でやる。それから保守と建設は私の方でやる。その保守と建設に要する定員だけは、新しく定員法によつて組んでおりますから、それは何かの考へ違ひではないかと思ひます。私どもは別に方針がかわつたわけでも何でもなくて、春の仮移管の際から、今の既定方針で進んでおりますから、もし私の方の政府委員がだれかがそういう答弁をしたとすれば、それは間違ひであ

りますから訂正をいたしておきます。
○谷口委員 そろしと、警察の人が通信省で働いているということになりますか。

○小澤國務大臣 つまり交換とか運用するような場所は、通信省の中とは電話が違いますから、一切これは国家警察で管理をしておる。私の方では新しく線をかける場合、あるいは電信柱が壊れたという場合に、修繕する人間は私の方から行きますけれども、電話を取次いだり、かけたなり、あるいは中継したりする仕事は、一切国家警察の方の人間がやっております。電気通信省の人間は全然関係がありません。

○谷口委員 大体見当がついたわけでありましたが、この春のときもそうでありましたが、今度もはつきり書いてあります。昨年の八月からすでに実際上これが移管が行われてしまつておつた。これは国家として財産を持つたわけでありまして、法律によらなければできないことなのであります。それが実際上をういうことが法律によらない先によつてしまつたという件、これについての御見解はいかがか。私も是非にめちやくちやをやつておると思いますが、その点はどうかでありますか。

○小澤國務大臣 要するに従来あるいは国家警察で持つておつた財産を、今度は電気通信省の財産にするために、法律が必要になつて来るのです。春に現実に仕事しておつたということ、は、国家警察と電気通信省との契約によりまして、将来はこうなるけれども、こういう法律が制定されるまでの間は、便宜委託関係と申しましようか、契約の内容によつて、私もは事

実上仕事をしておつたのであつて、現在でもこの法律がきまらぬうちは、所有権がどこにあるかと言へば、国家警察にあるのです。私ももの方に所有権があるわけではないのであります。従つて今あなたが言われることは、法律がきまらぬうちにすでに電気通信省で、この法律がきまつたと同じような仕事をすることはどうかということ、結論においては所有権がまだ移らないのに、実際上仕事をしておるのはどうかという質問だと思ひますから申し上げますが、所有権は今度法律ができて、この委員会が金額がきまり、移管の手続が終了したときに、初めて電気通信省へ所有権が移りますけれども、仕事は両官庁の協定のもとに、また関係各官庁と相談の上に、仮調印をいたしてやつておりますから、こういう形は各行政の形にたゞ／＼現われてゐる問題であつて、別に財産関係を混合したわけでも何でもないのであります。そして、そういう点はあまりわれ／＼と考へにはなつていないのであります。

○谷口委員 昨年の八月こういう協定を結ばれたことにつきまして、いろいろ理由はここにあげてありますが、春も聞いたのでありますが、実際はあつた方面の強力な要望によつてやつたというところ、これは多分第五国会の本法律案を審議したときに、国警長官だつたかと思ひますが、そういう返事がありましたか、この点大臣もお認めになりますかどうか。

○小澤國務大臣 お話のように、本問題については関係方面の強い要請のあつたことはその通りであります。しかしながら要請があつたからこの案をこ

うしたのだといふような逃げ口上はいけません。どこまでも日本政府の責任においてこの法案を出し、この事業をやつております。

○谷口委員 これで私の質問を終ります。
○辻委員長 ほかに御質問ありませんか。地方行政の方ありませんか。
○門司委員 きわめて抽象的なことであるが、念のために聞きしておきたいと思う。先ほど谷口君からもお聞きになつておられるように、もしこういう事業の運営が、民営にでも移されるというようないことが懸念されるといふふうにおとりになるか。この法案は前国会に出されて、都道府県の所有に属した財産を、全部国に移管されたときから見れば賠償するといふことが書いてあります。やや進歩したような案で、地方行政としても一応その面の反対は、この前ほど強くはないと思ひますが、ただ懸念されますのは、もし通信事業といふものが、民営にでも移されるようなことが考えられるといたしますならば、ただいまの処置はどういふふうにおとりになるか。

○小澤國務大臣 民営になつた場合といふ話であります。政府の部内でも、電信電話の民営という意見はないではありません。しかし、公共企業体にするというようなことは、簡単に政治感覚だけで決定すべきものではないと思ひます。民営にするか、公共企業体にするか、これはこれだけの満足なサービスを受けるのだ、これだけの料金が安くなる、これだけ機械設備がよくなるのだといふ、納得される理由がなければ、ただ

ちに民営といふことは困難だと思ひます。そこでわれ／＼は民営というやうな問題を必ずしも考へておりませんが、国会の決議もありますので、われわれは電信電話が国民経済、あるいは政治文化面における非常に大きな価値を有する点から考へて、一体日本の電話のあり方といふもの、電信のあり方といふものは、どうあるべきかということについて、日夜検討いたしてあります。すなわち具体的な例を申し上げますならば、戦前には日本には加入電話が百八万箇あつた。これが約五

〇%焼失等の災害にあひまして、その後復興して、現在では本年度の計画を遂行いたしますと、大体百万箇近くになるのであります。この百万箇の電話で、はたして満足すべきかどうかといふことをいろいろ調べて見ますと、米國あたりでは人口四人に一箇当りの電話があります。日本では七十人に一箇当りといふやうな、きわめて非文化的な電信電話設備でありますから、このままでは、どうしても日本の経済あるいは文化、科学の発展に寄與するのには、通信網が足りないではないか。こういう見解を持つておりました、少くとも二十五人に一箇ぐらゐるすれば、三百万箇の電話が日本の経済状態、文化状態からして、必要であらうといふやうな結論も出るのであります。そこでその三百万箇の電話を、あと二百万箇ふやすのには、どれだけの資金がいるか。どれだけの資材がいるかといふことを研究して参りますと、その数がおのづから出て参ります。そのうすると二百万箇の増設に要する莫大な資金を得るのには、一体どうしたらよいかといふと、あるいは外資導入も

よからう、民間資本を入れるのもよからうといふやうな、いろいろ考へ方が出て参りますが、それではいよいよ外資導入の具体的方法はどうかといふやうな問題を研究してみますと同時に、現在のように国営形態でいふ外資が入るか、民間の資本が入るか、また公共企業体でもしたならば、外資導入ができるか。あるいは民営にしたならば入るかといふやうな問題を研究しまして、資本を入れることによつて、この三百万箇の電話をふやすには、どうしても民営でなければならぬ。公共企業体でなければならぬといふ、はつきりした国民諸君の納得する理由があつた場合に、民間に移すべき問題でありまして、今こうした問題については、検討はいたしておりますけれども、今ただちにその結論をどういふといふことは出ていないのであります。従ひましてこの問題と関連しまして、もし民営にしたらといふことは、吉田総理のまねをするわけではありませんが、せんけれども、あまり仮説が過ぎますので、もしわづかに答へるというならば、民間事業に移すときには、その民間事業に移すことによつて、警察の秘密保持等が不可能な場合には、これを独立するといふことも考えられるのであります。要はあまりに民間事業といふやうな問題は、遠い先のような考へを持つておられますので、現段階で具体的な答へはいたしかねますが、どうしてか答へなければならぬといふならば、民間に移したために生ずる弊害がある場合には、やはりこれだけは直営にするといふやうなことも考えられると思ひます。

○門司委員 大体そう追究してお聞き

しようとは考えておりませんが、もう一つお聞きしておきたいと思えますことは、この問題がこういう法案となつて現われて参りますまでに、自治警察側との打合せの経過を、そう詳しくはいりませんが、一応承つておきたい。

○小澤國務大臣 これは仮協定ができる前に、あまり困難もなく、両方とも合意の上、仮調印が結ばれたのです。ただ問題は、どれだけ賠償するかという問題がかなり長い間かつたのであります。たとえば国警側では、十二億くらいがあたりまえであらうとか、あるいはそれでは高過ぎる、六億が至当であらうとか、あるいは一億五千万円くらいのものだというような、非常に違つた金額が出て参りますので、従つてできるだけ金額を協定して法案をつくりたい。どうせ法律をつくるのだから、委員会を設けて、利害関係人が全部集まつて、あらゆる見地から検討した上で妥当な、公正な金額をきめようというのが、今御審議を願つている法律案でありまして、その他の問題については、これまで障害になるような意見も何もありませんでした。両方とも満足したのでありますが、ただ価格の点で今のような非常な考え方の相違がありましたので、この問題は委員会でお願ひすることにしたのであります。

○辻委員長 ほかに御発言はありませんか。

御発言がないようですから、本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時三十三分散会

昭和二十四年十二月十二日印刷

昭和二十四年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局